

役場新庁舎整備に向けて、設計施工者（事業者）選定の公開プレゼンテーションを開催します！

新庁舎の必要性

現庁舎は、昭和48年度に北庁舎、昭和58年度に東庁舎が建設され、施設の老朽化や耐震性不足、デジタル化やバリアフリーへの対応不足といった多くの課題を抱えています。このような課題を解消するため、令和3年度に「伊奈町役場新庁舎整備 基本構想・基本計画書」を策定しました。

しかし、近年の建設費や物価高騰の影響を鑑み、施設全体の規模などについて再検討を行い、「伊奈町役場新庁舎整備 基本構想・基本計画書（追補版）」を令和5年度に取りまとめました。

現在、基本構想で定めた新庁舎建設の基本理念に基づき、整備に向けた、さまざまな準備を進めています。

今回、設計施工者を選定するにあたり、公開プレゼンテーションを開催しますので、傍聴を希望する方は、ぜひお越しください。

なお、審査結果は、後日、町ホームページで公表します。



新庁舎建設の基本理念

- ① 町民サービスの向上を目指した機能性・効率性の高い庁舎
- ② 町民を守る防災・防犯拠点機能を備えた庁舎
- ③ 町民に開かれ、環境に配慮した庁舎

詳しくはこちら



公開プレゼンテーションの概要

日 8月2日(金)
時 13時～15時30分
(12時30分～12時50分受付)

場 総合センター大ホール

傍聴できる方▶伊奈町の新庁舎に関心のある方

傍聴できない方▶提案参加者

定 事前申込30名、当日受付200名

申・**問** 事前申込を希望する方は7月8日(月)～19日(金)に、DX推進・新庁舎整備室☎2696へ

※当日受付の方は、事前申込は不要です。

傍聴にあたっての主な注意事項など

- 当日受付の方は、入場する際に、受付簿に記載をお願いします。また、事前申込の方は、会場受付の係員にお声掛けください。
- 手話通訳が必要な方は、専用の席まで係員がご案内しますので、会場受付の係員にお声掛けください。
- 意見、要望、質問などや賛否の表明を行うことはできません。また、私語や拍手などはご遠慮ください。
- プレゼンテーション・ヒアリング中は、原則として入退場できませんが、発表事業者入れ替え時は入退場可能です。なお、やむを得ず退場される場合は、ホール後方の出口より退場をお願いします。
- 駐車場の台数には限りがありますので、徒歩や自転車、公共交通機関の利用にご協力をお願いします。また、お車でお越しの際は、可能な限り乗り合わせてお越しください。
- 今後の状況で予定が変更になる場合があります。その他の注意事項や最新情報は、町ホームページをご覧ください。

令和7年4月1日採用

町職員採用試験



▲町ホームページ

～一緒に日本一住んでみたいまちを目指しませんか～

職種・採用予定人員▼

- 一般事務…4名程度
- 保育士…1名程度
- 土木、建築…1名程度

※職種で受験資格が異なります。詳しくは、町ホームページ「受験案内」をご覧ください。

1次試験日▶9月22日(祝)

試験会場▶伊奈町役場

申 7月1日(月)～31日(水)に、「伊奈町電子申請・届出サービス」で申込

問 総務課☎2222



▲電子申請・届出サービス

「埼玉県内市町村職員採用合同説明会」を開催します

市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や仕事の内容、職員の募集状況などを、気になる市町村の採用担当者などから直接聞くことができます。詳しくは、広域連合ホームページの「SAITAMA 市町村職員採用NAVI(採用ナビ)」をご覧ください。

伊奈町も、合同説明会でブースを設置する予定です。

日 7月10日(水)13時～18時

場 さいたまスーパーアリーナ

問 彩の国さいたま人づくり広域連合

☎664-6684



ご存じですか？

障害者差別解消法

問 社会福祉課
☎2122

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、障がいのある方もない方も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指しています。

「障がいのある方」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、そのほか心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている方のことです。(障害者手帳を所持していない方も含まれます。)

不当な差別的取り扱いの禁止

行政機関や事業者は、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりしてはいけません。

例えば、障がいがあることを理由として、

- お店や施設などの利用を断ること
- アパートなどの契約を断ること
- 説明会やシンポジウムなどへの出席を拒むこと

などが該当します。

合理的配慮の提供

行政機関や事業者は、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的バリアを取り除くために「筆談」「文書の読みあげ」「ゆっくりと丁寧な説明」など合理的配慮を提供することが求められます。障害の特性や状況などに応じてコミュニケーション方法を工夫し、必要な情報をうまく提供できるような配慮をしましょう。

一般の方も理解を深めましょう

障害者差別解消法は、一般の人に課せられる義務や罰則はありませんが、すべての人が障がい者への理解を深め、笑顔のあるまちにするために、地域の中で助け合いましょう。

例えば、

- 電車やバスなどの優先席の近くに障がいのある方がいたら席を譲りましょう。
- 街中や店内に身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)がいても、触れたり食べ物を与えたりせずそっと見守りましょう。

※障害者差別解消法について詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。

